

平成 31 年 4 月 9 日

保護者のみなさま

県立津久井浜高等学校

校長 旗島 経子

感染症罹患による出席停止扱いについて

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の扱いです。医師の指示する期間、登校を停止し、しっかり治してください。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また医師より登校許可が出ましたら、下の報告書に記入、押印の上、学校に提出してください。

| | 学校において予防すべき感染症の種類 | 出席停止の期間 (期間内でも医師の許可があれば可) |
|----------|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(※)、中東呼吸器症候群(※)、特定鳥インフルエンザ(※) (※)法律の定める病原体に限る | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により感染のおそれがないと認められるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により感染のおそれがないと認められるまで | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 医師の許可があるまで |

(問合せ先
養護教諭 坂本
電話 (046)848-2121)

----- キリトリ -----
年 月 日

感染症罹患状況報告書

年 組 番 氏名 _____

保護者氏名 _____ ㊟

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 出席できなかった理由(診断名) | |
| 出席できなかった期間 | 年 月 日～ 年 月 日 (上の理由で早退した日も含みます) |
| 診察を受けた医療機関名 | |
| 受診した日 | 年 月 日、 月 日、 月 日(計 回) |